

愛知医療学院大学 入学者選抜規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知医療学院大学の学則に基づき入学者の選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総 則)

第2条 愛知医療学院大学入学者の選抜は、本学の教育を受けるにふさわしい能力、適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法で選抜する。

(選抜方法)

第3条 入学者の選抜は、調査書の内容、学力試験その他の試験等他、本学が適当と認める資料により、入学志願者の能力、適性等を総合して判断する。

2 入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、面接を行い調査書を主な資料として判断する。

(選抜期日)

第4条 入学者選抜の期日は、次により適宜これを定める。

(1) 入学者選抜試験期日

入学する年度の前年度の11月1日から入学する年度の3月31日までの間

(2) 入学願書受付期間

入学者選抜試験期日に応じて定める

(3) 合格者の決定発表

入学する年度の3月31日まで

(調査書)

第5条 本学は、入学選抜の資料として、出身学校長が作成した調査書を提出させるものとする。

(学力試験)

第6条 学力検査の実施教科・科目等については、教授会にて審議・決定するものとする。

2 本学は、入学志願者の能力、適性等を多角的に判断するために、学力検査の他に、面接を課す。

(学力検査実施教科、科目及び選抜方法等の決定・発表)

第7条 本学は学力検査の実施教科、科目並びに面接の実施等について決定し、前年度の5月1日から6月31日までの期間内に発表する。

(募集人員)

第8条 本学で募集する人員は、所定の入学定員とする。

(出願資格)

第9条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の1つに該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者

(募集要項)

第10条 募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項は、前年度の6月31日までに発表する。

(出願の手続)

第11条 入学志願者は、出願に必要な書類に所定の検定料を添えて本学へ提出するものとする。

2 出願に際して提出する写真は、出願以前3ヶ月以内に撮影したものとする。

(合格判定)

第12条 本規程に定めのある入学者選抜試験の合否については、教授会が決定する。

2 入学志願者への合否の通知は、郵送によるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第13条 合格通知を受けた者は、所定の期間内に入学手続を行い、必要書類を添えて入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 既納の入学金は原則として一切返却しない。

(入学許可の取消し)

第14条 前条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会で検討し、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。